

入札公示

次のとおり入札後資格確認型一般競争入札に付します。

令和 7 年 11 月 27 日

公立大学法人名古屋市立大学
理事長 郡 健二郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

医学部 LAN 用スパムメール・ウイルスメール対策用ソフトの購入及び設定作業委託

(2) 購入物品及び役務の内容等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和 8 年 2 月 28 日

(4) 納入場所

名古屋市立大学医学研究科 情報管理・教育センター

2 競争入札参加資格

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 公立大学法人名古屋市立大学を普通地方公共団体であるとみなした場合に、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱（平成 19 年 2 月 15 日付 18 経営第 44 号）に基づく指名停止又は名古屋市から名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 名古屋市と締結した契約に関して、施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(4) 名古屋市から令和 7 年度及び令和 8 年度名古屋市競争入札参加資格（名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 3 条第 2 項の規定により定めた競争入札参加資格をいう。）審査において、本公示に係る入札の開札日までに申請区分「物件の買入／借入」内の申請業種「コンピュータ」又は申請区分「業務委託」内の申請業種「コンピュータ関連サービス」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(4)に掲げる名古屋市競争入

札参加資格の認定を受けている者を除く。) でないこと。

- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(4)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)、商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公示に係る入札に参加しようとししない者等であること。
- (8) 本公示の日から落札決定までの間に、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (9) 本公示の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）の期間中の者でないこと。
- (10) 本公示に示した購入物品の規格に合致した物品を確実に納入し得ることを証明した者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び担当部局

〒467-8602 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1 番地

公立大学法人名古屋市立大学 病院管理部医事課情報システム係

（病棟・中央診療棟 3 階）

電話番号：052-858-7145 電子メール：ipadmin@med.nagoya-cu.ac.jp

- (2) 入札説明書等の交付

ア 入札説明書等の交付を受けようとする者は、必ず、別紙 1「入札説明書等交付申請書」（以下、「交付申請書」という。）及び別紙 2「秘密保持誓約書」を提出しなければならない。交付申請期間内に交付申請書及び秘密保持誓約書を提出しない者は、入札に参加することはできない。

イ 交付申請期間

令和 7 年 11 月 27 日（木）午後 5 時から同年 12 月 4 日（木）午後 5 時（必着）まで

ウ 交付申請書及び秘密保持誓約書の提出方法

(1)に示す電子メール宛に送信すること。

- (3) 入札の日時及び場所並びに入札方法

ア 入札日時

令和 7 年 12 月 11 日（木）午前 9 時 30 分

イ 入札場所

名古屋市立大学病院 第 4 会議室（病棟・中央診療棟 10 階）

ウ 入札回数

初度入札を含め 2 回まで

エ 提出書類

入札書及び誓約書

オ 入札方法

入札は総額で行うものとする。入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(4) 本公示、入札説明書等に関する質問

ア 質問方法

質問書を、事前連絡の上、持参または電子メール等により(1) に示す場所へ提出すること。

イ 受付期限

令和 7 年 12 月 4 日（木）午後 5 時まで（必着）

ウ 質問の回答

質問に対する回答は、質問者を匿名とした全回答内容を、令和7年12月8日（月）午後1時までに名古屋市立大学公式ウェブサイト入札公示情報ページに掲載する。あわせて仕様の補足等が掲載されることもあるので、入札書の提出前に必ず確認すること。

ウェブサイトURL：<https://www.nagoya-cu.ac.jp/tender-announcement/>

(5) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内の入札を行った者のうち、最低価格の提示者（落札候補者）から順に資格審査を行ったうえで後日落札者を決定する。

(6) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、入札説明書に示す確認資料を競争入札参加資格確認申請書に添付して提出しなければならない。

ア 資料の提出先

(1)に示す場所

イ 提出部数

1 部

ウ 提出方法

(1)に示す場所への直接持参による提出

エ 提出期限

令和 7 年 12 月 15 日（月）午後 5 時まで

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

ア 入札保証金にあつては免除する。

イ 契約保証金にあつては公立大学法人名古屋市立大学契約規程第 27 条の規定に該当する場合に免除する。

(2) 入札の無効

本公示に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他の注意事項

談合情報が寄せられた場合及びその他の事情等により、公正な入札が実施できないおそれがあるときには、入札の延期もしくは中止をすることがある。

(5) その他

本入札については、本公示及び入札説明書に定めるものの他、名古屋市立大学競争入札参加者手引に定めるところによる。

(別紙1)

入札説明書等交付申請書

令和7年 月 日

(あて先) 公立大学法人名古屋市立大学 理事長

(申請者) 所在地
商号又は名称
代表者の役職・氏名

令和7年11月27日付けで入札公示のありました「医学部 LAN 用スパムメール・ウイルスメール対策用ソフトの購入及び設定作業委託」に係る入札説明書等の交付を申請します。

1 担当者連絡先

担当部署名	
担当者氏名	
電話番号	
携帯電話(任意)	
メールアドレス	

注1) 申請者の欄は、契約に関する権限を有する方を記入してください。

(別紙 2)

秘密保持誓約書

_____ (以下「乙」という。)は、
公立大学法人名古屋市立大学 (以下「甲」という。) が実施する令和 7 年 11 月 27 日公示「医学部 LAN 用スパムメール・ウイルスメール対策用ソフトの購入及び設定作業委託」
(以下「本業務」という。) のために、甲乙間で開示される情報の秘密保持に関し、以下の通り誓約いたします。

(秘密情報)

第 1 条 本契約における秘密情報とは、本契約締結前後を問わず、甲が乙に開示した情報のうち、甲が非公開のものとして管理する一切の情報とする。

ただし、乙が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。

- (1) 開示を受けたときに既に保有していた情報
- (2) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 開示を受けた後、甲から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
- (4) 開示を受けたときに既に公知であった情報
- (5) 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

(秘密情報等の取扱い)

第 2 条 乙は、開示された秘密情報の秘密を保持し、本目的のために知る必要のある自己の役員及び従業員以外に開示、漏洩してはならないものとする。また、乙は、秘密情報の開示のために受領した資料（電子メール等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含む。）を善良なる管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に閲覧等させないものとする。なお、本項の義務は、乙が当該秘密情報の開示を受けた時から 5 年間存続するものとする。

- 2 乙は、次項に定める場合を除き、秘密情報を第三者に開示する場合には、書面により甲の事前承諾を得なければならない。この場合、乙は、当該第三者との間で本誓約書と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとする。
- 3 乙は、法令に基づき秘密情報の開示が義務づけられた場合には、事前に甲に通知し、開示につき可能な限り甲の指示に従うものとする。

(返還義務等)

第 3 条 乙は、甲から開示を受けた秘密情報を含む記録媒体及び物件（複写物及び複製物を含む。）（以下「記録媒体等」という。）は、不要となった場合又は甲の請求がある場合には、直ちに甲に返還又は指示に基づき廃棄するものとする。

2 前項に定める場合において、秘密情報が乙の所有する記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報を消去するとともに、消去した旨（乙の所有する記録媒体等に秘密情報を記録しなかった場合は、その旨）を甲に書面にて報告するものとする。

(損害賠償等)

第 4 条 乙の従業員若しくは元従業員又は第 2 条第 2 項の第三者が甲の秘密情報を開示するなど本誓約の条項に違反した場合には、乙は、甲が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、甲に生じた直接かつ通常の損害に対して、損害を賠償するものとする。

(有効期間)

第 5 条 本誓約の有効期間は本誓約の締結の日から 5 年間とする。ただし、甲及び乙は、本誓約有効期間内であっても、相手方当事者に対する 30 日前の文書による通知により本誓約を解除することができる。

(協議事項)

第 6 条 乙は、本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議のうえ円満に解決を図ることとする。

令和 年 月 日

(乙)住 所

会社名

代表者

印